

無料

一般事業主行動計画の
策定に向けた

アドバイザー 派遣

参加企業募集

先着
50社

「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」に登録しよう!



社会保険労務士が**無料**でお手伝いします

企業は、次世代育成支援対策推進法（次世代法）及び女性活躍推進法に基づき、仕事と家庭の両立支援及び女性の活躍推進に関する「一般事業主行動計画」を策定することとされており、現在、従業員100人以下の企業については、当該行動計画の策定は努力義務となっています。

また、次世代法に基づく行動計画を策定し、労働局へ届け出るとともに、ワーク・ライフ・バランス推進のための取組を宣言することで、「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」への登録が可能となります。

岐阜県では、行動計画の策定、さらに推進企業の登録に向けた取組を社会保険労務士を派遣することで支援します。

支援期間 | 令和9年**1月22日(金)**まで

対象

一般事業主行動計画の策定と
「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」登録を
希望する、従業員100人以下の県内事業所

定員

先着50社 ※定員になり次第締め切らせていただきます。

支援回数

1事業所あたり2～3回（オンライン1回、訪問1～2回）

支援内容

次世代法及び女性活躍推進法に基づく
一般事業主行動計画（一体型も可）の策定

アドバイザー

社会保険労務士

「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」に登録すると、こんな**メリット**があります!

ワーク・ライフ・バランスの取組を進めることにより期待できるメリットとは?

1 企業のイメージアップ

2 優秀な人材の確保・定着

3 従業員の意識向上

4 業務の効率化

登録証を発行します!



「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業シンボルマーク」を使用してPRできます。



県内の金融機関で「金利優遇」が受けられます。

県建設工事の入札参加資格審査における主観点数が加点されます。

申込・実施 の流れ



STEP-1

派遣申込

FAX、メール、応募フォームにて
お申込ください。



STEP-2

オンライン打合せ

本派遣事業内容を説明、及び一般事業主行動計画の策定に向けて必要な、「育児休業等の取得状況」等確認の依頼や、推進体制の整備準備、労働者や労働組合等に対する意見聴取等について説明します。



STEP-3

事業所の現状・ 労働者ニーズの把握

「育児休業等の取得状況」等について確認したり、推進体制の整備準備、労働者や労働組合等に対する意見聴取等を事業所で行っていただきます。



STEP-4

社会保険労務士訪問

(最大2回まで)

STEP-3の結果をもとに、社労士からアドバイスを行い、目標・行動計画の策定など、具体的な内容を明確にします。(定量的目標、取組内容、取組の実施時期、計画期間 等)



STEP-5

労働局届出・ 推進企業登録

行動計画を最終決定いただき、労働局への届け出と県に推進企業登録をしていただきます。

※完成した一般事業主行動計画の労働局への提出・公表及び「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の申請等は、事業主が実施します。公表することにより人材採用、継続就業、評価等様々なメリットがあります。



申込書

先着50社

岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業拡大促進業務運営事務局



058-263-7659



wlbadviser@gifu-np.co.jp

応募フォームは
こちら



※FAXでお申し込みの場合は、下記枠内にご記入の上、A4のまま送信ください。

※メールでお申し込みの場合は、件名に「無料アドバイザー派遣」とし、下記項目をメール本文に明記の上、送信ください。

申込
締切日

令和8年 12月25日(金)

事業所名	フリガナ		
ご住所	〒 -		
ご担当者名	フリガナ	部署・役職	
メールアドレス			
TEL	-	FAX	-
常時雇用する従業員が100人以下であり、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定、岐阜労働局へ届け出て、岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業に登録します。 ☐			